

文化審議会文化財分科会企画調査会
報告の骨子（案）

1. 文化財保護行政上の要請

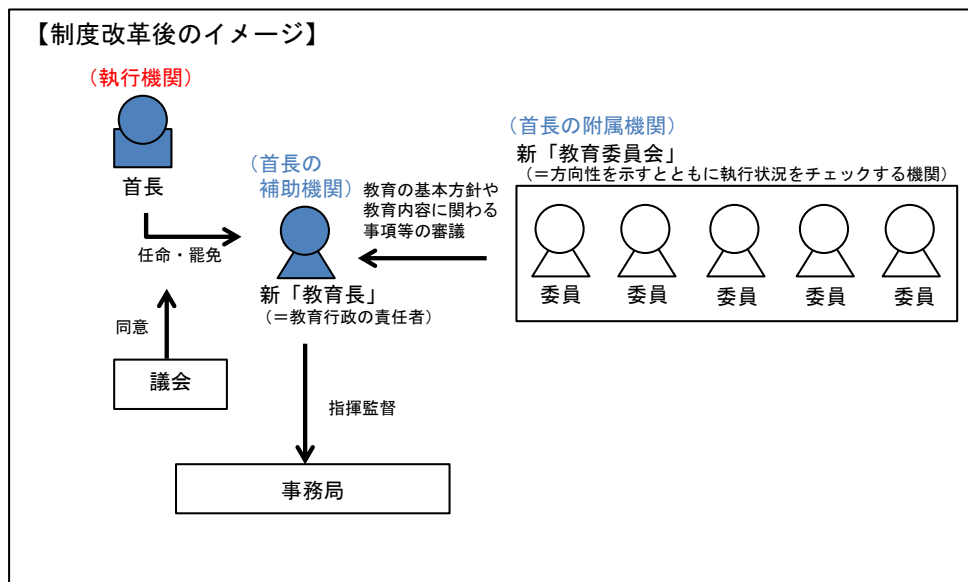
- 文化財保護行政の在り方については、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらを下のように担保するかという観点から検討を行うべきではないか。
- ① 専門的・技術的判断の確保
 - ・ 文化財は貴重な国民的財産であり、一旦滅失・毀損等すれば原状回復が困難な性格のものである。文化財の保存・活用は、学術的・歴史的な価値評価に基づく専門的・技術的な判断に則って行われる必要がある。
 - ② 政治的中立性、継続性・安定性の確保
 - ・ 文化財は我が国の歴史や宗教と密接に関連するものであり、文化財保護行政は特定の文化財に対する価値付け（指定等やその解除など）を不可避免的に伴うものであることから、時々政治的圧力や特定の宗派の介入等によって保護の方針が曲げられることのないよう、政治的中立性の確保が強く求められる。
 - ・ 文化財の保存・活用に当たっては、事前の調査や報告書作成、指定等に向けた準備、公有化等を要するものであり、また、その滅失・毀損等を防ぐため継続的に保存整備の状況を確認することが必要であることから、文化財保護行政は長期的な視点に立ち、一定の方針の下に一貫して運用される必要がある。
 - ③ 首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要
 - ・ 埋蔵文化財の分野においては、文化財保護法上、地方公共団体の機関が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘に際して、教育委員会による協議を求めべき旨の通知、それに基づく教育委員会への協議など、各種の調整規定が設けられており、実際に開発行為を中止等して文化財の保護を行った事例も見受けられる。
 - ・ このように、文化財保護行政に当たっては、その専門的・技術的判断が実際の運用においても担保されるよう、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要がある。
 - ④ 学校教育や社会教育との連携
 - ・ 教育基本法における教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度の重要性が謳われている中で、文化財についての理解を深め、尊重する態度を育むためには、学校教育や社会教育と一体となって、文化財保護に係る普及啓発や人材育成に取り組んでいく必要がある。

2. 現行制度の分析

- 本企画調査会において、文化財保護行政の在り方について委員から述べられた主な意見は下記のとおりであり、現行制度において教育委員会が文化財保護に関する事務を所管することとされ、首長に所管を移すことはできないとされていることについて、肯定的な意見が大多数を占めた。
 - ・ 文化財保護行政については、首長から独立した上で、基本的に教育委員会で執行することが望ましい。
 - ・ 首長と教育委員会の関係が良好な場合は問題ないが、そうでない場合、一定の独立性を保つ制度としておく必要がある。
 - ・ 文化財保護行政の専門的見地に立脚する、首長と一定程度距離のある現行の制度で助かっている側面がある。
 - ・ 文化財保護行政については、専門的・中立的な観点から物事を判断する教育委員会で担当する方が良い。
 - ・ 文化財保護に関する事務について首長部局で担当することができないとされていることには問題はなく、首長部局と教育委員会との情報共有が課題である。
 - ・ 文化財保護行政を教育委員会が担当することは、中立性・継続性を保つ上で非常に有効であり、一旦滅失・毀損等すると原状回復が困難な文化財を扱う上で大変良い制度である。
 - ・ 教育委員会が一定程度の独立性、政治的中立性、継続性を維持しながら文化財を保護していく制度は有効だと考える。
- その他、現行制度の改善すべき点について、委員から下記のような主な意見が述べられた。
 - ・ 地方公共団体の体制も整ってきており、地方における文化財保護に係る権限について見直す必要があるのではないか。
 - ・ 地方文化財保護審議会について、現在任意設置とされているところを必置とするなどの権限強化が必要ではないか。
 - ・ 小規模な自治体において文化財の専門職員を十分に配置できない場合には、都道府県が支援するなどの仕組みも考える必要がある。

3. 各改革案に関する検討の方向性

(1) A案：教育長＝首長の補助機関、教育委員会＝首長の附属機関



○ A案については、これまでに委員から下記の主な意見が述べられた。

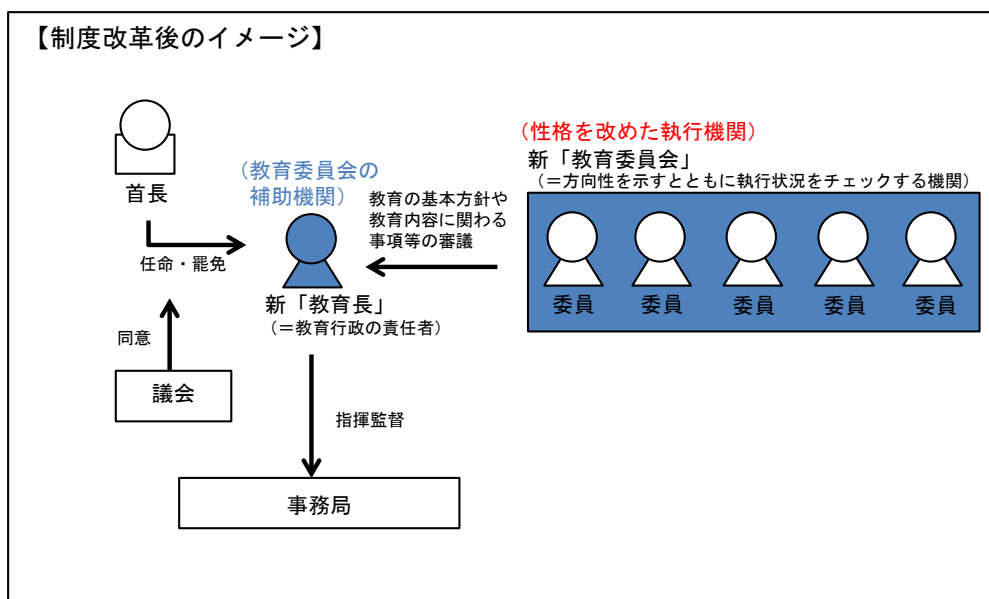
- ・ 文化財保護行政の専門性、安定性・継続性を担保するためには、地方文化財保護審議会の権限強化が必要ではないか。
- ・ 教育委員会と地方文化財保護審議会の役割分担をどうするのかについて、法的整理が必要ではないか。
- ・ 文化財保護に関する事務について、引き続き、政治的中立性や継続性・安定性、開発行為との均衡をしっかりと担保できるような仕組みが必要ではないか。

○ このような意見や、上記「1. 文化財保護行政上の要請」及び「2. 現行制度の分析」を踏まえると、文化財保護に関する事務については、教育行政部局が担当することとしつつ、新しい制度における教育委員会や教育長の位置付けも踏まえながら、下記のような点などに留意するべきではないか。

- ・ 文化財保護法や条例に基づき、現行制度において教育委員会が行うこととされている事務のうち、特に地方で独自に行う文化財の指定等やその解除、埋蔵文化財関係の事務について、どのような仕組みで政治的中立性や継続性・安定性、開発行為と文化財保護との均衡を図ることとするか。

- ・ 文化財保護について専門性を有する職員を継続的に確保するための仕組みをどのように考えるか。
 - ・ 現在は教育委員会の附属機関とされている地方文化財保護審議会の位置付け（首長、新「教育長」、新「教育委員会」のいずれに対して答申・建議・勧告を行うか、新「教育委員会」との役割分担をどうするか、等）についてどのように考えるか。
- なお、A案において、政治的中立性や継続性・安定性、開発行為との均衡といった文化財保護法上の要請を担保するための選択肢として、新たな独立の行政委員会等を設置し、その組織が文化財保護に関する事務を担当することとすることも考えられるが、新たな行政委員会等の創設に対する法制的なハードルや地方分権への逆行、小規模自治体における人材確保など様々な課題がある。

(2) B案：教育長＝教育委員会の補助機関、教育委員会＝性格を改めた執行機関



○ B案については、これまでに委員から下記の主な意見が述べられた。

- ・ 文化財保護行政については、現行でも文化財保護に関する事務のうち教育委員会において審議している事項は、地方で独自に行う文化財の指定等やその解除など精選されており、実態としては現行と変わらない部分が多いのではないかと。

○ このような意見や、上記「1. 文化財保護行政上の要請」及び「2. 現行制度の分析」を踏まえると、文化財保護に関する事務については、教育行政部局が担当することとしつつ、新しい制度における教育委員会や教育長の位置付けも踏まえながら、下記のような点などに留意するべきではないかと。

- ・ 文化財保護法や条例に基づき、現行制度において教育委員会が行うこととされている事務のうち、新「教育委員会」において審議・決定すべき事項をどのように考えるか。文化財保護に関する基本方針のみとするか、地方で独自に行う文化財の指定等やその解除、現状変更等の許可といった事項も含めるのか。
- ・ 現在は教育委員会の附属機関とされている地方文化財保護審議会の位置付けについて、現行のままとすることで支障はないかと。